

令和7年第1回（3月）佐々町議会定例会 会議録（3日目）

1. 招集年月日 令和7年3月4日（火曜日） 午前10時00分
2. 場 所 佐々町役場 3階 議場
3. 開 議 令和7年3月6日（木曜日） 午前10時00分

4. 出席議員（10名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	平田康範君	2	川副剛君	3	横田博茂君
4	永田勝美君	5	長谷川忠君	6	阿部豊君
7	永安文男君	8	橋本義雄君	9	須藤敏規君
10	淡田邦夫君				

5. 欠席議員（なし）

6. 法第121条による説明のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	古庄剛君	副町長	中村義治君	総務理事	大平弘明君
事業理事兼 庁舎建設室長	今道晋次君	総務課長	落合健治君	税財政課長	藤永大治君
住民福祉課長	松本典子君	保険環境課長	宮原良之君	多世代包括支援 センター長	松尾直美君
企画商工課長	中道隆介君	建設課長	山村輝明君	農林水産課長	金子剛君
水道課長	安達伸男君	会計管理者	藤永尊生君	教育次長	井手守道君
農業委員会事務局長	作永善則君				

7. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
議会事務局長	荒木洋介君	議会事務局書記	山下慶君

本日の会議に付した案件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第20号 令和6年度 佐々町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第3 議案第21号 令和6年度 佐々町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第4 議案第22号 令和6年度 佐々町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第5 議案第23号 令和6年度 佐々町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第4号）
- 日程第6 議案第24号 令和6年度 佐々町水道事業会計補正予算（第4号）

- 日程第7 議案第25号 令和6年度 佐々町公共下水道事業会計補正予算（第5号）
- 日程第8 議案第26号 令和7年度 佐々町一般会計予算
- 日程第9 議案第27号 令和7年度 佐々町国民健康保険特別会計予算
- 日程第10 議案第28号 令和7年度 佐々町介護保険特別会計予算
- 日程第11 議案第29号 令和7年度 佐々町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第12 議案第30号 令和7年度 佐々町国民健康保険診療所特別会計予算
- 日程第13 議案第31号 令和7年度 佐々町水道事業会計予算
- 日程第14 議案第32号 令和7年度 佐々町公共下水道事業会計予算

9. 審議の経過

（10時00分 開議）

— 開議 —

議 長（淡田 邦夫 君）

おはようございます。

本日は令和7年3月第1回佐々町議会定例会、本会議の3日目です。

本日の出席議員は全員出席です。

これから本日の会議を開きます。

なお、説明員の出席について、町長から、教育長職務代理者の欠席の通知がっておりますのでお知らせをしておきます。

— 日程第1 会議録署名議員の指名 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則の規定により、5番、長谷川忠君、6番、阿部豊君を指名します。

これから議案の上程を行います。

質疑、討論、採決の順で進めていきます。

— 日程第2 議案第20号 令和6年度 佐々町一般会計補正予算（第7号） —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第2、議案第20号 令和6年度佐々町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第20号 朗読）

中身につきましては、税財政課長をもって説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（淡田 邦夫 君）

税財政課長。

税財政課長（藤永 大治 君）

予算書2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入。1款町税、補正額601万9,000円、計16億1,807万3,000円、1項町民税、補正額201万2,000円、計7億2,851万3,000円、2項固定資産税、補正額90万6,000円、計7億193万9,000円、3項軽自動車税、補正額110万1,000円、計6,062万1,000円、4項町たばこ税、補正額200万円、計1億2,700万円。

10款地方交付税、補正額9,785万1,000円、計19億8,318万5,000円、1項地方交付税、補正額、計とも同額です。

12款分担金及び負担金、補正額減額212万4,000円、計3,604万1,000円、1項負担金、補正額74万9,000円、計3,580万2,000円、2項分担金、補正額減額287万3,000円、計23万9,000円。

13款使用料及び手数料、補正額減額14万8,000円、計1億9,510万2,000円、1項使用料、補正額減額8万6,000円、計1億5,267万6,000円、2項手数料、補正額減額6万2,000円、計4,242万6,000円。

14款国庫支出金、補正額減額3,101万円、計17億2,928万円、1項国庫負担金、補正額2,271万8,000円、計8億8,620万円、2項国庫補助金、補正額減額5,374万8,000円、計8億3,980万6,000円、3項委託金、補正額2万円、計327万4,000円。

15款県支出金、補正額減額1,054万4,000円、計5億8,871万8,000円、1項県負担金、補正額418万1,000円、計3億9,010万1,000円、2項県補助金、補正額減額1,421万7,000円、計1億6,663万7,000円、3項委託金、補正額減額50万8,000円、計3,198万円。

16款財産収入、補正額2,467万3,000円、計5,229万円、1項財産運用収入、補正額301万6,000円、計2,256万4,000円、2項財産売払収入、補正額2,165万7,000円、計2,972万6,000円。

3ページをお願いします。

17款寄附金、補正額409万9,000円、計1億410万2,000円、1項寄附金、補正額、計とも同額です。

18款繰入金、補正額減額1億5,027万円、計6億3,105万3,000円、1項基金繰入金、補正額減額1億5,027万円、計6億3,090万2,000円。

20款諸収入、補正額減額1,189万2,000円、計1億3,296万6,000円、1項延滞金、加算金及び過料、補正額53万7,000円、計103万7,000円、4項雑入、補正額減額1,242万9,000円、計6,564万8,000円。

21款町債、補正額減額4,130万円、計14億490万円、1項町債、補正額、計とも同額です。

歳入合計、補正額減額1億1,464万6,000円、計92億8,413万4,000円。

4ページをお願いいたします。

歳出。1款議会費、補正額減額114万7,000円、計8,549万1,000円、1項議会費、補正額、計とも同額です。

2款総務費、補正額減額5,762万2,000円、計13億4,616万6,000円、1項総務管理費、補正額減額5,420万8,000円、計12億1,426万6,000円、2項徴税费、補正額減額236万8,000円、計7,336万4,000円、3項戸籍住民基本台帳費、補正額減額1万9,000円、計4,652万5,000円、4項選挙費、補正額減額84万2,000円、計868万1,000円、6項監査委員費、補正額減額18万5,000円、計240万4,000円。

3款民生費、補正額1,174万4,000円、計24億3,525万3,000円、1項社会福祉費、補正額減額3,118万5,000円、計11億6,354万5,000円、2項児童福祉費、補正額4,292万9,000円、計12億7,150

万8,000円。

4 款衛生費、補正額減額3,439万1,000円、計23億3,919万4,000円、1 項保健衛生費、補正額減額2,330万8,000円、計5 億1,524万4,000円、2 項清掃費、補正額減額1,108万3,000円、計18 億1,745万9,000円。

6 款農林水産業費、補正額減額1,356万円、計1 億7,551万9,000円、1 項農業費、補正額減額1,329万円、計1 億7,369万4,000円、2 項林業費、補正額減額27万円、計162万5,000円。

7 款商工費、補正額減額257万5,000円、計1 億4,019万2,000円、1 項商工費、補正額、計とも同額です。

8 款土木費、補正額減額7,118万5,000円、計8 億5,196万3,000円、1 項土木管理費、補正額減額1,593万1,000円、計8,962万2,000円、2 項道路橋梁費、補正額減額1,169万1,000円、計2 億1,995万6,000円、3 項河川費、補正額減額600万円、計7,581万2,000円、4 項港湾費、補正額減額69万円、計266万円、5 項都市計画費、補正額減額1,157万3,000円、計3 億8,842万5,000円。

5 ページをお願いいたします。

6 項住宅費、補正額減額2,530万円、計7,548万8,000円。

9 款消防費、補正額減額580万5,000円、計2 億3,236万9,000円、1 項消防費、補正額、計とも同額です。

10 款教育費、補正額減額5,089万円、計7 億4,525万8,000円、1 項教育総務費、補正額減額1,039万9,000円、計1 億5,119万4,000円、2 項小学校費、補正額減額687万3,000円、計1 億8,962万2,000円、3 項中学校費、補正額減額348万9,000円、計9,945万4,000円、4 項幼稚園費、補正額減額1,707万1,000円、計1 億354万7,000円、5 項社会教育費、補正額減額1,177万4,000円、計1 億5,810万1,000円、6 項保健体育費、補正額減額128万4,000円、計4,334万円。

11 款災害復旧費、補正額減額176万4,000円、計5,369万4,000円、1 項農林水産施設災害復旧費、補正額減額486万4,000円、計1,239万1,000円、2 項公共土木施設災害復旧費、補正額310万円、計4,130万3,000円。

13 款諸支出金、補正額1 億1,254万9,000円、計3 億4,356万1,000円、1 項基金費、補正額、計とも同額です。

歳出合計、補正額減額1 億1,464万6,000円、計92億8,413万4,000円。

続いて6 ページをお願いいたします。

第2 表繰越明許費補正。

追加。11 款災害復旧費、1 項農林水産施設災害復旧費、事業名、6 年災農業用施設災害復旧事業、金額72万円。

続いて、変更。11 款災害復旧費、1 項農林水産施設災害復旧費、補正前、事業名、6 年災農地災害復旧事業、金額が965万2,000円、補正後の金額が757万5,000円。207万7,000円の減額となっております。

続いて、11 款災害復旧費、2 項公共土木施設災害復旧費、補正前、事業名、6 年災公共土木施設災害復旧事業、金額が2,810万円、補正後の金額が3,310万円。

まず、追加をしております農業用施設災害復旧事業でございますけれども、これは梅雨前線豪雨により被災しました施設の1 件、水路の分になりますけれども、その分の見積開札を本年令和7 年1 月に執行しましたけれども、不落ということで、今年度の標準工期が保てず、年度内完成が困難ということで、今回追加をさせていただいております。完成見込みは令和7 年5 月下旬ということになっております。

続いて、変更の分でございますけれども、農地災害復旧事業につきましては、まず、梅雨前線豪雨の分で被災した農地2 件の分、これがそれぞれ12 月と1 月に入札と見積開札をしましたがけれども、両方とも不落ということで、こちらについても標準工期が保てないということで、年度内完成が困難ということになりまして、この梅雨前線豪雨の分が追加になっております。

この分は令和7年7月上旬の完成見込みとなっております。

それから、この減額になっておりますけれども、これについては、もう1つが台風21号により被災しました農地4件の分、この分で減額となっておりますけれども、これは復旧計画を長崎県と協議した結果、当初計画していた復旧内容から変更指示を受けて、それで災害査定を受検した結果によりまして減額補正を行うものでございます。先ほどの台風21号の農地の分は、令和7年6月下旬の完成見込みとなっております。農地4件の分になります。

それから、公共土木施設災害復旧事業につきましては、増額の500万円でございますけれども、これは災害査定結果を踏まえて、予算の見直しで増額を行うものということになっております。道路の分で3件、河川の分で1件と。この分については、令和7年10月下旬の完成見込みとなっております。

続いて、7ページをお願いいたします。

第3表地方債補正。変更。起債の目的、臨時財政対策債。補正前限度額1,490万円。起債の方法、普通貸借又は証券発行。利率、年2.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協議する。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。補正後の限度額、起債の方法は同じですけれども、今回、全て利率を年4.0%以内に変更をさせていただいております。これにつきましては、昨今の物価高騰の影響によりまして、ことし令和7年1月開催の日銀の政策決定会合におきまして、政策金利の引上げが決定されております。0.25%程度から0.5%程度に引上げがされております。この政府資金、民間資金ともに市場金利を参考に設定されておまして、現状でも、この借入利率が上昇傾向にあるということで、令和6年度債から年4.0%以内を限度ということで設定をさせていただきたいということで、今回全ての起債についてここに計上をさせていただいております。

続きまして、起債の目的、（公共施設等適正管理推進事業債）市町村役場機能緊急保全事業、補正前限度額2億640万円、補正後の限度額2億380万円。

続いて、（一般廃棄物処理事業債）ごみ処理施設基幹的設備改良事業、補正前限度額9億4,320万円。これも合わせて年4.0%以内ということになっております。

続いて、（緊急自然災害防止対策事業債）自然災害防止県営事業（緊急地すべり等保全事業）、補正前限度額820万円、補正後限度額320万円。

続いて、起債の目的、（緊急自然災害防止対策事業債）自然災害防止事業（農業水利施設事業）、補正前限度額500万円、補正後限度額100万円。

続いて、（公共施設等適正管理推進事業債）長寿命化事業（道路舗装補修事業）、補正前限度額7,420万円、補正後限度額6,900万円。

続いて、（緊急自然災害防止対策事業債）自然災害防止事業（道路防災事業）、補正前限度額1,200万円、これは限度額変わりませんが、利率の変更ということになります。

続いて、（公共施設等適正管理推進事業債）長寿命化事業（道路交通安全施設補修事業）、補正前限度額720万円、補正後限度額650万円。

続いて、（公共事業等債）防災安全対策歩道整備事業、補正前限度額530万円、補正後限度額は変わりません。利率の変更になっております。

いずれも事業費の減による減額になっております。

続いて、8ページをお願いいたします。

続きまして、起債の目的、（緊急浚渫推進事業債）浚渫推進事業（河川事業）、補正前限度額3,060万円、補正後の限度額は変わりません。

起債の目的、（緊急自然災害防止対策事業債）自然災害防止事業（砂防事業）、補正前限度額4,950万円、補正後限度額が4,500万円。

続いて、（緊急自然災害防止対策事業債）自然災害防止県営事業（海岸保全事業）、補正前限度額330万円、補正後限度額260万円。

続いて、（公営住宅建設事業債）公営住宅改修事業、補正前限度額3,890万円、補正後限度額が2,370万円。

続いて、（脱炭素化推進事業債）図書館照明LED化事業、補正前限度額3,330万円、補正後限度額が2,830万円。

続いて、（災害復旧事業債）6年災農地等災害復旧事業、補正前限度額360万円、補正後限度額が80万円。

続いて、起債の目的、（災害復旧事業債）6年災河川等災害復旧事業、補正前限度額1,060万円、補正後限度額が1,500万円。こちら河川等災害復旧事業は増額となっておりますけれども、こちらの主な要因が測量設計業務委託、この分を単独の起債を交付税措置のある分になりますけれども、単独の起債を借入を行って充当をするということで、今回増額ということになっております。

それから、9ページ、10ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1総括につきましては割愛をさせていただきます。

今回の補正予算につきましては、国の公定価格の改定による私立保育園の施設型給付費負担金の増額でありますとか、放課後等デイサービスの利用実績見込みによる障害児通所給付費の追加、さらには、介護給付費の実績見込みによる介護保険特別会計繰出金の増額などを計上しております。一方で、庁舎移転時期の延長に伴うサーバ・ネットワークの構築業務でありますとか、電話環境構築業務の本年度分の減額、また、新たな住民税非課税世帯等への給付金事業、それから、定額減税補足給付金事業の実績による減額などを計上しております。そのほか国の補正予算に伴う普通交付税の増額でありますとか、町税の決算見込みに伴う増額、それから、基金繰入金の減額補正など、決算を見据えた予算の整理を行っております。

それでは、予算書11ページをお願いいたします。

11ページは町税になりますけれども、主に滞納繰越分、計上しておりますけれども、これは収入見込みによる増額ということで増額の計上をさせていただいております。

12ページをお願いいたします。

上段はたばこ税でございますけれども、本年度分でこの200万円の増額をさせていただいております。これについては、対前年同月で約12万6,000本の増と今年度はなっております。

続いて、中段の地方交付税、普通交付税で9,785万1,000円の増額ということになっておりますけれども、これは国の補正予算に伴う追加交付ということになっておりまして、こちらの主なものとしまして臨時経済対策費と給与改定費、これで7,425万3,000円が臨時経済対策費と給与改定費ということになっております。

そのほか、臨時財政対策債の償還基金費ということで2,119万1,000円、これが追加交付がされております。この分については、あともって減債基金への積立てということで、基金積立てのほうに計上をしております。

それでは、予算書20ページをお願いいたします。

20ページは基金繰入金のところでございますけれども、こちら事業費の減によります繰入金の減額ということで計上をさせていただいております。ただ、5目の財政調整基金繰入金、これにつきましては、この新年度の当初予算に向けての取崩しを見据えて、今回繰入金の減額をさせていただいております。

それでは、また、予算書26ページをお願いいたします。

26ページ、15目の定額減税補足給付金事業費、ここで減額をさせていただいております。18節の負担金、補助及び交付金ですけれども317万円の減額ということになっております。支給対象が2,699人に対して、支給済みが2,638人という実績になっております。

それでは、また続いて、予算書が51ページをお願いいたします。

下段のほうの基金費でございます。財政調整基金費7,005万8,000円の積立てということで、こちら当初予算での取崩しを見据えての今回積立てを計上させていただいております。補正後の現在高見込としましては、15億4,068万5,000円が補正後の現在高見込となっております。

続いて、その下の3目の減債基金費の積立てでございます。これは先ほど交付税措置分の積立てということになっております。

次の52ページをお願いいたします。

8目公共施設整備基金費の積立てでございます。こちらについては、歳入のほうで町有地の売払収入分がっております。その分の積立てということで2,130万円を、今回積立てを計上させていただいております。補正後の現在高見込が、18億1,405万2,000円が補正後の現在高見込ということになります。

税財政課からは以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

各課長から説明があれば許可します。

総務課長。

総務課長（落合 健治 君）

予算書の19ページをお願いいたします。

19ページの中ほどになりますけれども、16款2項1目不動産売払収入、1節土地売払収入2,124万1,000円の増額補正をさせていただいております。こちらにつきましては、町有地利活用検討委員会において、払下げ可能と整理した11か所の遊休町有地について、売払いの一般競争入札を10月2日に実施しまして、2件について申込みがあり、いずれも落札されております。その売却額を計上しております。2件は旧消防佐々出張所跡地と旧国鉄寮跡地付近でございます。

続きまして、24ページをお願いいたします。

24ページ中ほどよりちょっと下の付近になりますが、2款1項1目一般管理費、12節委託料、出先機関電話交換設備更新業務委託料、減額の290万2,000円でございます。こちらにつきましては、先ほど税財政課長から説明がありましたが、新庁舎の完成が遅れたため、年度内での完了ができなくなったために減額を行うものでございます。

次に、26ページをお願いいたします。

26ページの上段になります。2款1項8目電子計算費、12節委託料、次期サーバ・ネットワーク構築業務委託料、減額の1,559万9,000円でございます。こちら先ほど税財政課長から説明がありましたが、こちらも新庁舎の完成が遅れたため、年度内での完了ができなくなったために減額をするものでございます。

その下、文書管理システム再構築業務委託料でございます。減額の616万7,000円でございます。こちらにつきましては、導入にあたり公募型プロポーザルを実施し、金額が低い業者との契約となりましたので減額となっております。

それから、少し飛びまして44ページをお願いいたします。

44ページ一番上でございます。9款1項1日常備消防費、18節負担金、補助及び交付金、広域消防事務負担金29万5,000円の増額でございます。こちらにつきましては、人事院勧告に伴う、広域消防に係る消防局職員の人件費増による増額となっております。

総務課分については以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
教育次長。

教育次長（井手 守道 君）

それでは、予算書の45ページをお願いいたします。

事務局費の18節負担金、補助及び交付金のところでございます。学校給食費負担軽減事業補助金（中学生無償化分）、減額の2,228万1,000円。それから、その下の中学校給食費無償化事業補助金2,091万2,000円。こちらにつきましては、要綱の名称に合わせるということで組替えをさせていただいております。さらに、対象者の当初の見込みから減となっておりますので、その分を減額して組替えをさせていただいております。

続きまして、予算書の49ページをお願いいたします。

49ページ、3目文化財費でございます。12節委託料、埋蔵文化財確認調査業務委託料、こちらにつきましては、近年町内での宅地開発の申出が多くございまして、予算のほうをいただいております。この埋蔵文化財の包蔵地、それから近接地での宅地開発等の申出がございませんでしたので、減額をさせていただきます。

最後に、その下の図書館費の図書館照明LED化工事でございますが、入札執行、それから事業の減に伴う減額をさせていただいております。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
会計管理者。

会計管理者（藤永 尊生 君）

予算書の26ページのほうをお願いいたします。

2款1項9目会計管理費、11節指定金融機関事務取扱手数料の減額182万3,000円についてです。取扱手数料の中に各種手数料があり、不用見込みについて減額の計上をしておりますが、大きなものとなっております。その中の手数料で、今年度10月から始まりました公金振込手数料分について減額が大きかったものになります。10月からの実績を踏まえ、3月までを見込みましたところ予想を大きく下回ってしまいました。内容につきましては、1事業分を担当課で計上されているものを重複して計算していたため、件数が過大となっていたものです。申し訳ございませんでした。

また、一方、費用削減を図るため、手数料の無料のものを勧める取組や、単価が高い帳票窓口払いから単価の安い口座振込への移行を勧めたところなどにより、より減額を進めましたので減少につながった要因もございます。

以上になります。よろしくをお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
企画商工課長。

企画商工課長（中道 隆介 君）

それでは、歳入のほうからよろしくをお願いいたします。17ページをお願いいたします。

17ページの上段の総務費県補助金の中の地域産業雇用創出チャレンジ支援事業補助金でございます。こちらのほう、東京圏の在住者又は通勤者が佐々町に移住し、県が運営する県内就職応援サイトに掲載された企業に就職されたなど、関係人口の要件に該当する方を対象にした移住支援金でございます。こちらのほう、今年度は申請がなかったため皆減させていただいて

おります。あわせて関連する歳出についても皆減させていただいております。

続きまして、19ページをお願いいたします。

こちらの下段のほうの17款1項の寄附金でございます。こちらのほう、まず総務費寄附金でございますが、一般の方より100万円の寄附を受けておりますが、当初予算で1,000円の頭出しをしていたため、今回差額を計上させていただいております。

それから、まち・ひと・しごと創生寄附金でございますが、教育費寄附金のほうに300万円、こちらのほう2者より寄附を受けております。学力向上対策支援事業委託料、町立小中学校ICT支援業務委託料のほうに充当しております。

それから、消防費寄附金のほうが10万円。こちら1者より寄附を受けております。災害対策費のほうへ充当しております。

続きまして、歳出のほうでございますが25ページをお願いいたします。

25ページ中段の企画費でございます。その中の委託料、こちら第7次総合計画後期計画・第3次総合戦略策定支援業務委託料、こちらのほうプロポーザル実績による減でございます、280万1,000円減額させていただいております。

続きまして、その下の補助金でございます。松浦鉄道施設整備事業費補助金でございます。こちらのほう、松浦鉄道の施設整備に伴う実績による減額でございます、150万3,000円減額させていただいております。

それから、少しページ飛びまして39ページをお願いいたします。

7款1項4目の観光費でございます。観光費の補助金でございます。佐々町観光協会補助金、こちらのほうが、松浦鉄道と西肥バスの乗車券販売業務を12月1日より松浦鉄道に移行したための人件費の残と、運営費の執行見込みに合わせて、こちらのほう111万8,200円減額させていただいております。

企画商工課からは以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（淡田 邦夫 君）

農林水産課長。

農林水産課長（金子 剛 君）

予算書の36ページをお願いいたします。

9目の農地費、14節の工事請負費でございます。ため池改良維持補修工事、減額の370万円でございますが、この件につきましては、五島田第1ため池の堤体補修工事の取下げ分でございます。

それから、農業水路改良維持補修工事、減額の40万円でございますが、この件につきましては大新田地区の改良工事の執行残となっております。

それから、下の18節負担金、補助及び交付金でございますが、自然災害防止県営事業負担金（緊急地すべり等保全）でございます。減額の500万円でございます。この件につきましては、栗林第2地区の地すべり対策工の工法決定による減額でございます。

それから予算書の51ページをお願いいたします。

1目の農地等災害復旧費、14節の工事請負費でございます。この件につきましては、11月豪雨の農地災害4件ございまして、4件中3件の工法の変更がっております。その関連で減額をさせていただいております。

以上でございます。

議長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（松本 典子 君）

31ページをお願いいたします。

6目の新たな住民税非課税世帯等への給付金事業費です。3,189万8,000円の減額となっております。こちらは実績に基づく減額となっております。内訳ですけれども、新たに令和6年度非課税になられた世帯には10万円の給付金を支給しておりますけれども、300世帯の予定が実績は137世帯、それから、新たに令和6年度均等割になられた世帯にも10万円の給付金だったんですけども、予算では210世帯を予定しておりましたが実績は100世帯。それから、今申しました世帯におられます子どもさんに対しても5万円の給付金を支給しておるんですけども、予算では150人を計上しておりましたが、実績は67人ということで、主に18節の給付金の減額となっております。この本事業費につきましては、10分の10の国庫補助となりますので、同額を歳入の国庫補助金のほうで減額をしております。

住民福祉課からは以上です。よろしくをお願いいたします。

議長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之 君）

35ページをお願いいたします。

4款2項3目のし尿処理費、減額の1,108万3,000円させていただきます。昨年11月1日からし尿等前処理施設の供用開始に伴いまして、これまで佐世保市の民間業者のほうに処理を委託しておりましたし尿等処理、それから、そちらまでの収集、運搬に係る補助金の減額のほうを今回させていただきます。

それから、負担金、補助及び交付金のほうで公共下水道事業会計補助金のほうの減額のほうを104万円させていただきますけれども、これは、し尿等前処理施設の運転、維持管理に係る費用ということで、電気料金分になりますけれども、当初見込んでおりました電気料金よりも決算を見込んだ料金のほうが安価になるということで、104万円今回減額させていただきます。

保険環境課分については以上です。よろしくをお願いいたします。

議長（淡田 邦夫 君）

多世代包括支援センター長。

多世代包括支援センター長（松尾 直美 君）

歳出の予算書31ページをお願いいたします。

3款1項5目多世代包括支援事業費、19節扶助費になります。障害児通所給付費478万1,000円の増額につきましては、就学前の方が通う療育施設を新規に利用される方と、就学後の方が通う放課後等デイサービスを新規に利用される方の数が増加したことに伴い、増額補正となっております。こちらにつきましては、歳入予算、予算書は14ページにあります国庫負担金、また予算書16ページにあります民生費県負担金の分をそれぞれ計上しております。よろしくをお願いいたします。

議長（淡田 邦夫 君）

建設課長。

建設課長（山村 輝明 君）

建設課分ですけれども、51ページの中段をお願いいたします。

11款災害復旧費、14節工事請負費の6年災公共土木施設災害復旧工事についてですけれども、12月補正で計上をさせておりましたけれども、令和7年1月21日と20日に行われました災害査定の結果、500万円の増額が必要となりましたので、今回の補正で歳出の増額を行うことに伴い、今度は歳入の14ページ中段の14款国庫支出金、1節公共土木施設災害復旧費負担金の6年災公共土木施設災害復旧費国庫負担金258万3,000円を減額させていただき、また、22ページですけれども、下段の21款町債、2節公共土木施設災害復旧債の（災害復旧事業債）6年災河川等災害復旧事業を440万円の増額をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

議長（淡田 邦夫 君）

ほかに、いいでしょうか。

これから質疑を行います。質疑、ございませんか。

6番。

6番（阿部 豊 君）

6ページの関係で聞きたいんですけど、3期目の任期終盤ということで、近年、災害復旧事業についての繰越しが多い。発生時期にもよるとは思います。年度末に豪雨によって災害が発生して、査定及び対応に、年度末に対して期間がありませんから、そのときにやむを得ない繰越ししてあるんですけども。

そもそもここ何年かで、5年災でも6年災でも近年見たときに、何件発生して、年度内に完成している件数はあるんですか。まず近年、発生件数に対して年度内にどれだけ完成しているのかをお伺いしたい。

議長（淡田 邦夫 君）

建設課長。

建設課長（山村 輝明 君）

災害復旧に関しましては、災害が起こりまして、その後、査定に対する準備をして、災害査定を受けまして、その後実施設計を行って発注するような流れになるんですけども、実際のところ、議員おっしゃいますように、全体の把握はしておりませんが、繰り越してする物件が多く、昔に比べて出ているのは事実だと思います。

議長（淡田 邦夫 君）

農林水産課長。

農林水産課長（金子 剛 君）

農地災害につきましては、令和3年からですけれども、ちょっと今、資料を持ち合わせていないんですけども、以前の何十件から比べれば、年間3件から4件に減少はしておりますけれども、そのうちでも、工期がないという場合は繰越しが何件かあります。今回の場合も、6月の今回、繰越しをお願いしているところがございますけれども、どうしても入札が、12月に2回しております。不落になったというのもあります。次期の作付け等も、ちょっと考えなければいけないというのもありまして、今回、繰越しをお願いしたところがございます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
6 番。

6 番（阿部 豊 君）

タイミングにはよるとは思いますが、はっきり言って、私が感じている次第で、年度内に完成している分がほぼないんじゃないかなと思う状況にあると思うんです。こういった状況を、町長、どのようにお考えですか。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

今おっしゃったとおり、災害関係は、なかなか年度内に完成できないということは、1つは、ギリギリに補助金関係がある、査定も10月ぐらいですか、それで工期が遅くなるということ。それから、もう1つは、私の個人的な考えでいいですか。考えとしましては、災害のときの農地とか農災とかがあるわけでございますけど、場所についてなかなか業者の方も行けないところで組んであるということ、それから重機が入らないところもあるということで、なかなかそこが難しいのではないかと。そういうことで落ちないときが、落札しないときがあるということでお聞きをしております。

それから、私の考えでは、災害時の単価がちょっと安いのではないかなということで、災害時が今、全然入札で不落が多いということで、それが私も聞いておまして、これは原因がちょっと私もよく分からないんですけど、そういう方向になっていると。しかしながら、やはり繰越しが多いということは、大変皆さん方にも迷惑をかけていると思いますけど、やはり繰越しをしないように、我々も注意しながら、また職員の皆さん方にもお願いしてやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
6 番。

6 番（阿部 豊 君）

3 問目ですね。産業建設文教委員会に所管しております、私。それで、調査させていただいて感じたのは、はっきり言えば、設計に2か月も3か月もかかっているという状況が、町長は、入札不調による繰越しというような原因でおっしゃられているんですよ。私も元職員ですから、不落は大概くらってきました。もう入札2回も3回もするような覚悟で、早め早めに発注すると。小さいのはCクラスの方々になるとは思いますが、出して、ダメなら今度はBクラス、BクラスでダメならAクラスという感じで、もう3回ぐらいは覚悟した上で早めに対応し、農地復旧及び施設災害も早めに復旧しないと、自作の営農のほうに支障を来すわけです。農業者に迷惑をかける。早め早めに対応しないと。公共債もしかりです。早め早めにしないと住民の方に不便をかける。

今、技術者を募集かけてもなかなか申込みがないという状況も聞いております。技術者が不足しているという状況は各市町村にもありますので、昔、技術者を建設課に集められて、庁内の技術については、ほぼほぼ建設課の技術職がチームとして、教育委員会の業務もあり、農林の業務も、そういった技術的な分は担ってされたほうが、1人で対応するんじゃなく複数人で、

多岐に渡って手分けをして協力して対応するということをしたほうが、近年の状況を見ると、遅れていると私は思いますので。

今は募集をかけて、技術者がそれなりに確保できたとしても、業務の継承というのも複数人で当たらないとなかなか継承できていかないと思うんですよ。ベテランもいらっしゃれば新人もいると。継承するためにも、そこはチームで仕事ができるような形にしたほうが、業務がスムーズにいくんじゃないかという思いがあって質疑をしております。

水道は、別分野で違うと思うんですけど、それ以外の一般建築及び土木等については、そういった体制を。今、なかなか建築についても、募集をかけてもなかなか申し込みがないと、職員の状況もありますので、建築、土木という部分についても、やっぱりどこかに技術者が集まって相談をしやすいと、そしてチームで対応すると、そうすることによってスムーズに業務が進んでいくと。できるなら災害についても、年度末に発生した分は年度内に完成しろというのは、査定から様々ありますから、大変なタイミングのときもありますが、年度当初の4月5月6月とかにいきなり豪雨がガツときて、緊急な災害というのがありますので、そういった分はできるだけ年度内に完成をし、受益者や被災者や住民の方が不便を感じないような対応をするべきじゃないかと思って言っておりますので、ちょっと意見を含めて最後の3問目ですから、質疑を終わりたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

回答はいいですか。（6番「あれば。」）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

私も前、今技術者が大変不足しているという、現在は。阿部議員がおっしゃるとおりでございます。それから、前、技術室というのが、技術課だったですかね、技術室が、技術員を集めて技術室を作ってあったと記憶をしておりますので、それについては十分技術の方が集まるのかどうかというのもよくできるのかどうか、やはり市内でも検討をしていかなければならないんじゃないかと思っていますので、よろしくをお願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかに。
9番。

9 番（須藤 敏規 君）

ただ今の6番議員の意見に私も賛同するわけですが、非常に危惧しております。年度末で大変でしょうけれども、そういうことで、41ページの道路関係の予算が上がっておりますけれども、基本的なことをちょっとお尋ねしておきますけれども、繰越明許は非常に、以前は少なかったわけです。今また多くなってきつつあるものですから、ちょっと懸念しております。その中で基本的に、今年度はもう繰越明許のあれがあるのかどうか。12月の議会でもお尋ねしましたけど、あれだけだったということで、その後の状況について、現場見ますと、なかなか終わっていない箇所が見かけられますので、どのように指導していかれるのかなと思ってお尋ねしております。

もう1つは、設計段階から見て、現地に行かれて設計なさるわけでしょうけど、例えば5メートルぐらい側溝蓋があるとしますね。グレーチングが10メートルぐらいあるっていうのを、その取扱いについては、それはまた使えるから、どのように建設課とか事業課の中で、それを財産になりますかね、どのように処理なさろうという統一した考えがあられるのかどうか。そ

れを1点、伺っておきたいと思います。

それから、着工にあたって工程表ですか、それが提出されていると思うんですけども、着工かかったという現地の確認はなされたのかどうか。

もう1つは、途中で側溝蓋の見えないところの検査はその都度隠れてしまうところとかは、以前は多分材料が入れば、現地で側溝なんかを打ったときは、監督者が行って写真撮って確認して、これを敷設していいですよって言っていたものですから、そこら辺の確認は、埋まったあとで確認できないところは、今どうなさっているのかとか、そこら辺がちょっと気になるものですから。

そしてあと、交通誘導員ですか。例えば、通行止めになった場合は、交通誘導員の設計というのはどのようになさっているのかなど。全面通行止めはいらぬのかどうか。そこら辺はどうなっているのか。一方通行はいる、全面通行止めはいらぬのかどうか、そこら辺をちょっと確認をさせてください。思いついたことで申し訳ないですけどお願いします。

議長（淡田 邦夫 君）

3件。

建設課長。

建設課長（山村 輝明 君）

まず、本年度、今事業をまだ継続中の箇所で繰越しは発生しないのかという御質問なんですけども、繰越しが出ないように今進めているところでございます。

それと、例えば、昔あった側溝蓋とかグレーチングを工事によって撤去された場合のことを御質問されているかと思うんですけども、そのような材料につきましては、再利用が可能なものにつきましては、道路維持補修班を抱えておりますので、道路維持補修班が現場を管理するに当たって材料等を再利用できる場合もありますので、資材置き場のほうにストックを行いまして、再利用ができない分につきましては、産廃処理のほうを業者をお願いするようにしております。

それと、着工してからの現地の確認なんですけれども、一応、施工プロセスチェックというのを各現場で実施をしております、その施工プロセスチェックの中で、現場の着工した日とか、看板等がちゃんと設置してあるかとか、適正に人間を配置しているかというのをチェックするような体制を整えているところでございます。

それと、誘導員につきましては、片側通行とか全面通行止めが工事によっては想定されますけども、その分については場所等を設定しまして、交通に影響がないような誘導員の配置を設計で計上しているところでございます。

以上です。

すみません。全面通行止めの場合でも、配置するケースもあります。

以上です。

すみません。埋設になったときに、あとから見えないところの確認をどうしているかということなんですけれども、その分につきましては、場合によっては段階確認と言いまして、業者から連絡がありまして、この分については立会いをお願いしますということで、段階確認の検査を実施したり、段階確認とかを必要としない場合もありますので、その分については工事写真によって、そこが適正に処理されているかというのを確認をしておるところでございます。

以上です。

議長（淡田 邦夫 君）

9番。

9 番（須藤 敏規 君）

分かりました。それを原則でやっておられるんですけども、業者からの申出がないと、段階確認ですか、それはなさっていないということですか。定期的に、先ほども言いましたように、埋めてしまうとか、転圧したあととかは埋めて、あとはもうがっちり固められたら見えないわけですから。そこら辺は徹底していただきたいなど希望するものですから。

それでもう1つは、所有者の了解なしで勝手に器物を外さないようにしたほうが、関係の地域の人にとっては一言言ってもらえば、嫌とは言いませんから。どこの現場か分かりませんが、そうしていただきたいなど。勝手に入られたらこっちも人間ですから怒りますから。無理を言って、安全のためにやっぱり防災減災とか、逃げ場がいいように道路行政を行っておられますけど、なかなか今、大船渡とか能登半島とか熊本地震なんかも復旧に遅れていますから、感謝はしているんですけど、できるだけきちっとした決まりの中で、工事を発注していただきたいと思います。

今からもう、いろいろ思えば、議会のほうに工事の結果の通知書がきますけど、ほとんどが変更が多いわけです。設計屋が悪いのかって言ったら申し訳ないから。現場出て新たなのが出ればやむを得ないと判断しますが、やっぱりちょっとチェックはせんばとかなと私は思っているものですから。そこら辺、注意して発注をなさるところはお願いしたいと思います。

以上です。意見でいいですけど。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかにございますか。

4番。

4 番（永田 勝美 君）

2点質問なんですけど、36ページのため池改良維持補修工事の補修工事を取下げというふうに先ほど説明があったように思うんですけど、内容について再度御説明いただきたいということと。

43ページの、町営住宅整備改修工事、2,200万円が減額されていますけども、この内容について詳しく説明いただきたい。

もう1点は、公園管理費の桜樹勢回復業務委託料330万円の減というのも、内容について御説明いただきたい。

議 長（淡田 邦夫 君）

3点。

農林水産課長。

農林水産課長（金子 剛 君）

今の御質問でございますけども、ため池改良維持補修工事、減額の370万円の件ですが、理由といたしましては、12月の月に2回入札をしております。2回とも不落でございました。このあと、1月以降に工事着手をした場合、次期作付け等ができないということで、今年度取下げをしたということでございます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

建設課長。

建設課長（山村 輝明 君）

御質問の43ページの1目住宅管理費の14節工事請負費の町営住宅整備改修工事の2,241万2,000円の減額ですけれども、この分につきましては工事が完了しましたので、その分の入札執行残金の減額でございます。

それと、その上の2目公園管理費の12節委託料の桜樹勢回復業務委託料の330万円の減額なんですけれども、この分については大変申し訳ありませんけれども、この分を発注するように当初計画をしていたんですけれども、すみません、入札の執行準備ができなかったことによって、この分は皆減することになりました。大変申し訳ありません。

議 長（淡田 邦夫 君）

4番。

4 番（永田 勝美 君）

ため池の改修は私も何回か一般質問でもしたことがあるんですけども、かなり喫緊の課題ということで、ずっと詰めてきている課題ですよ。どうしてその入札時期が12月になったのか。もっと早くに出しておけば準備できたんじゃないですか。というふうに思うのですが、いかがなんでしょうか。

それから、町営住宅のほうは、要するに入札による当初予算の残が2,200万円もあったということなんですか。ということが確認と。

それからもう1点、桜樹勢回復については、要するに全くやらなかったと、ことは、ということなんですか。その3点確認したい。

議 長（淡田 邦夫 君）

農林水産課長。

農林水産課長（金子 剛 君）

今の御質問でございますけれども、当初は9月に入札予定をしておりました。ただ、農地災害、6月豪雨、それから11月豪雨がございまして、そういった関係もありまして、ちょっと遅れたというのが現状でございます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

建設課長。

建設課長（山村 輝明 君）

住宅の改修の分ですけれども、今、議員がおっしゃるとおり、入札をして工事を行いましたけれども、当初予算で計上した分から2,241万円が、より少なくで済んだというような形になります。

それと、桜樹勢回復業務委託なんですけれども、この分については本当申し訳ありませんけれども、1本もできておりません。申し訳ありません。

議 長（淡田 邦夫 君）

4番。

4 番（永田 勝美 君）

災害復旧とか緊急な入札もということであったので、ただもう災害復旧のほうも不落になったという話だったので、やっぱり工事業者の皆さんの状況というのは、季節的なものというのもありかあるようですし、例えば、様々な西九州道路の工事だとか、大型の工事が周辺であつているときに、なかなか手がないというお話なんかも聞きますし、そういった状況なども見て、やっぱりもう少し計画的にやっていく必要があるのではないだろうかということをおし上げておきたいと思ひます。

町営住宅の件については分かりました。

樹勢回復の件については大変残念です。分かりました。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかにございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

ほかには質疑もないようございます。これにて質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第20号 令和6年度佐々町一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よつて、本案は原案のとおり可決されました。

25分まで暫時休憩といたします。

しばらく休憩します。

（11時14分 休憩）

（11時24分 再開）

— 日程第3 議案第21号 令和6年度 佐々町国民健康保険特別会計補正予算（第4号） —

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3、議案第21号 令和6年度佐々町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第21号 朗読）

中身につきましては、保険環境課長をもって説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之 君）

それでは2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入。1款国民健康保険税、補正額372万7,000円、計2億1,677万2,000円、1項国民健康保険税、補正額、計ともに同額です。

2款使用料及び手数料、補正額減額8万4,000円、計6万6,000円、1項手数料、補正額、計ともに同額です。

4款県支出金、補正額減額98万5,000円、計10億2,442万8,000円、1項県補助金、補正額、計ともに同額です。

6款繰入金、補正額減額1,056万9,000円、計1億2,389万3,000円、1項他会計繰入金、補正額、計ともに同額です。

8款諸収入、補正額162万1,000円、計172万3,000円、1項延滞金、加算金及び過料、補正額162万1,000円、計162万2,000円。

歳入合計、補正額減額629万円、計13億8,546万6,000円。

歳出。1款総務費、補正額ゼロ、計1,206万2,000円、2項徴税費、補正額ゼロ、計326万2,000円。

4款保健事業費、補正額減額629万円、計1,944万円、1項保健事業費、補正額、計ともに同額です。

歳出合計、補正額減額629万円、計13億8,546万6,000円。

次の3ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書、1総括につきましては、朗読説明を割愛させていただきます。

それでは、4ページ、それから5ページのほうが歳入予算の補正になっております。

歳入予算のほうでは国民健康保険税、それから督促手数料、それから8款1項1目の延滞金になりますが、決算を見込んだ補正の予算を今回計上させていただいております。

それから、6ページ、歳出予算の4款1項1目のほうで特定健康診査等事業費、それから2目の保健衛生普及費ということで、今年度事業実績に伴います事業費の減額のほうをさせていただいております。これに対応しました歳入のほうの5ページのほうに戻りますが、4款1項1目の保険給付費等交付金、特別交付金の減額のほうをあわせてさせていただいております。

その下、6款1項2目の基金繰入金でございますが、令和7年度当初予算の編成にあたりまして、多額の基金取崩しを予定しております。そのため、年度中に早期に基金残高を確保するために繰入金の減額のほうを今回補正計上させていただいたものになります。

説明については以上です。よろしくお願いいたします。

議長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

4番。

4 番（永田 勝美 君）

6ページの特定健診の業務委託料及び未受診者対策事業委託料、このあたりが、要するに特定健診の受診件数が少なかったのかなというふうに思うんですけども、この辺りについては、実際の特定健診の受診の動向というのはどういうふうになっているんだろうかと、大変心配するわけですけども、取組状況について御説明いただきたい。

議 長（淡田 邦夫 君）

多世代包括支援センター長。

多世代包括支援センター長（松尾 直美 君）

まず、特定健診の受診率につきましてですけども、議員御指摘のとおり、当初の見込者数よりも受診者が減少したことも一つの要因となっております。

また、委託料が当初よりも安くなりましたことも、一つのあわせての要因となりまして、減少者の分とで減額はしておりますけども、特定健診につきまして、まだ、個別検診等の最終実績がまだ数字が正確なものはありませんけども、現在のところにおきましても、令和5年度の受診率よりも増加傾向は見られておりますので、また引き続き個別通知、受診者の勧奨を行っていきたいと考えております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

4番。

4 番（永田 勝美 君）

ぜひ、受診の推進を図っていただきたいということと、それから受診の内容についてなんですけれども、今、私事ではないんですけども、私たちの世代の中で、例えば逆流性食道炎だとか、それを起因とする食道がんの発生だとか、それから前立腺がんが非常に増えているというようなところがあるんですけども、そういった疾病動向に関わって拡充を考えておられることというのはないのかということなんです。

要するに、受診内容の拡充を考えておられることはないのかということについても聞いておきたいと思いますがいかがですか。

議 長（淡田 邦夫 君）

多世代包括支援センター長。

多世代包括支援センター長（松尾 直美 君）

議員御指摘の内容につきましては、一般会計にあります健康増進事業、がん検診の事業になるかと思っております、そちらのほうで、こちらで述べるところはありますけれども、前立腺がん検診につきましては取り組んでおるところであります。

ほかの様々な検診、またはがん検診につきましては、議員おっしゃるとおり様々な現状に寄り添いながら、また研究をしていき、当初に向けては設定はしておりませんが、今後の研究課題としていきたいと思っております。よろしくお願いたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

4番。

4 番（永田 勝美 君）

全体としては支出の減なので、国民健康保険特別会計としては非常に問題ないということになるのかもしれないんですが、やはり趣旨からして、早期検診を徹底することによっていわゆる疾病の発症を、早期発見を行うということなどもありまして、結果的には医療支出そのものを削減することができる、財政の改善にも貢献することができるというふうに私は考えております。

そういう点で、やはり受診については積極的な勧奨や、あるいは啓発活動というのが引き続き重要になっているのではないかとということを申し上げておきたいと思ひますし、あわせて、国民健康保険特別会計においては、やはり財政状況を見ると、私もずっと主張してきた未就学児の均等割の無償化ということについては、本当に金額的には100万円足らずでできる内容なので、ぜひ、実施に向けて努力をいただきたいということも申し上げておきたいと思ひます。

最後は意見です。特にあれば。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかに質疑ございませんでしょうか。

6 番。

6 番（阿部 豊 君）

4 ページの国民健康保険税の滞納繰越分の減額をされているんですけども、高い目標を掲げていたけども、もう断念せざるを得ないということでの減額なのか、近年の状況を含めて御報告をいただければと。

議 長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之 君）

国民健康保険税の収納に関しましては、これまでも御説明してきましたけども、県税OBの方を会計年度任用職員ということで配置のほうをさせていただいております、その方を中心に対策のほうを頑張っているところでございまして、令和4年度、令和5年度につきましては、県下で1位の収納率も確保しているわけではございますけども、今年度、収納の状況としては、いろんな要因ございまして、現状、前年度よりもちょっと低い収納率ということにはなっているんですけども、年度末に向けてということで今現在も頑張っているところではございますが、この滞納繰越分の減額につきましては、滞納対策ということで、差押えとか、預金、財産の調査を含めてさせていただいて、換価処分、収納ということに努めておるわけなんですけども、今現在、もうそこに至ることができない滞納者の方ばかりになっておりまして、そういった方々が生活保護のほうに移行されるとかというような状況もございまして、そういったところで滞納繰越分の減額というのを今回入れさせていただいているところでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

6 番。

6 番（阿部 豊 君）

状況は分かるんですけど、だから、高い目標を当初予算で上げすぎたということなのかということで聞いておりますので、その答えはいただいております。

議 長（淡田 邦夫 君）
保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之 君）

御指摘のように当初の目標が若干高すぎたというところもあったかと思っております。
以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかに質疑ございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第21号 令和6年度佐々町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第4 議案第22号 令和6年度 佐々町介護保険特別会計補正予算（第4号） —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第4、議案第22号 令和6年度佐々町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第22号 朗読）

中身につきましては、住民福祉課長をもって説明させますので、よろしく願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（松本 典子 君）

2ページを御覧ください。

第1表歳入歳出予算補正（保険事業勘定）。

歳入。1款保険料、補正額1,157万3,000円、計2億8,199万3,000円、1項介護保険料、補正額、計とも同額です。

2款使用料及び手数料、補正額減額5,000円、計2万円、1項手数料、補正額、計とも同額です。

3款国庫支出金、補正額減額29万7,000円、計2億9,163万5,000円、2項国庫補助金、補正額減額29万7,000円、計6,513万9,000円。

4款支払基金交付金、補正額275万円、計3億4,975万6,000円、1項支払基金交付金、補正額、計とも同額です。

5款県支出金、補正額減額188万4,000円、計1億9,186万2,000円、1項県負担金、補正額減額167万2,000円、計1億8,546万4,000円、2項県補助金、補正額減額21万2,000円、計639万8,000円。

6款繰入金、補正額3,614万2,000円、計2億7,892万1,000円、1項一般会計繰入金、補正額614万2,000円、計2億1,892万1,000円、2項基金繰入金、補正額3,000万円、計6,000万円。

8款諸収入、補正額減額14万3,000円、計95万4,000円、3項雑入、補正額、計とも同額です。

歳入合計、補正額4,813万6,000円、計14億2,946万2,000円。

3ページをお願いいたします。

歳出です。1款総務費、補正額29万1,000円、計2,039万7,000円、1項総務管理費、補正額29万1,000円、計526万円、2項徴収費、補正額ゼロ、計102万9,000円。

2款保険給付費、補正額5,032万円、計13億2,303万7,000円、1項介護サービス等諸費、補正額5,722万円、計12億2,329万2,000円、3項その他諸費、補正額10万円、計120万1,000円、4項高額介護サービス等費、補正額100万円、計3,559万2,000円、6項特定入所者介護サービス等費、補正額減額800万円、計3,773万3,000円。

5款地域支援事業費、補正額減額239万4,000円、計4,863万2,000円、1項介護予防・生活支援サービス事業費、補正額減額144万4,000円、計753万2,000円、2項一般介護予防事業費、補正額減額52万円、計1,530万3,000円、3項包括的支援事業・任意事業費、補正額減額43万円、計2,579万7,000円。

7款諸支出金、補正額4万8,000円、計1,324万1,000円、1項償還金及び還付加算金、補正額4万8,000円、計1,309万円。

8款予備費、補正額減額12万9,000円、計198万3,000円、1項予備費、補正額、計とも同額です。

歳出合計、補正額4,813万6,000円、計14億2,946万2,000円。

4ページをお願いいたします。（議長「ちょっと待ってください。」）

すみません。歳入2ページに戻っていただいて、諸収入の読み上げを間違っておりましたので、申し訳ありません、もう一度読み直します。

8款諸収入、補正額減額14万3,000円、計95万4,000円、3項雑入、補正額減額14万3,000円、計95万1,000円。申し訳ありません。

4ページをお願いします。

歳入歳出補正予算事項別明細書（保険事業勘定）、1総括につきましては、説明を割愛させていただきます。

それでは、主なものを説明いたします。

歳出です。10ページをお願いいたします。

1目の一般管理費、12節委託料、介護保険システム改修業務委託料26万4,000円です。こちら介護保険法施行令の一部を改正する政令が、令和7年1月22日に公布されましたことによるシステム改修となっております。

改修内容としましては、第1号保険料に係る所得段階のうち、第1段階、第2段階、第4段階、第5段階の基準として用いられる年金収入等の金額が、80万円から80万9,000円に見直されたことによるものです。施行日の令和7年4月1日に合わせまして、今回システム改修を行うものです。

実際のシステム改修としましては39万6,000円ですけれども、当初計上しておりました別のシステム改修の13万2,000円が不用となりましたので、これと相殺しまして26万4,000円を計上するものです。

この改修費用につきましては、国の2分の1補助がありますので、半分の13万2,000円を歳入に計上しております。

次、2款保険給付費をお願いいたします。こちらの給付費につきましては、11月までの実績と3月までの支払見込みを見込んだものでございます。

介護サービス等諸費で5,722万円の増額補正となっております。主なものとしましては、居宅介護サービス給付費、補正額が470万円、こちらにつきましては、主に訪問介護、訪問看護、通所リハが増加傾向にあるものです。それから、2目の地域密着型介護サービス給付費、こちら900万円の補正をしておりますけれども、これは主に定期巡回随時対応訪問看護が増加したものであるものです。それから、3目の施設介護サービス給付費では、補正額が4,182万円となっております。これは主に、老人福祉施設利用者の増加によるものです。

こういった給付費の増加に伴いまして、9ページになりますけれども、介護保険財政調整基金を3,000万円、今回基金繰入金を計上させていただいております。今回の補正分の3,000万円の取崩し分と当初分を足しますと、取崩し額が6,000万円となりまして、補正後の介護保険財政調整基金の残高は6,246万2,509円になります。

説明は以上です。よろしくをお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

4 番。

4 番（永田 勝美 君）

保険給付費がかなり急速に増えているみたいですが、特に施設介護が10%近く増えていますよね。九.何%ぐらい増えていますけれども、何か個別の要因があったんですか。

利用者が増えたというのは当然分かるんですが、新たな施設ができたとか、あるいは町外に、近隣に施設ができて、その負担が増えたとかそういうことがあるんでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（松本 典子 君）

町内には新たな施設等はありませんけれども、全体的に介護度が高くなって、入所される方が増えたというふうに原課のほうでは分析をしております。よろしくをお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

4 番。

4 番（永田 勝美 君）

全体的な介護度の上昇というのは、傾向としては何か指標がありますか。

議 長（淡田 邦夫 君）
住民福祉課長。

住民福祉課長（松本 典子 君）

介護度の認定率としましては、前年度が15.1%で今年度が15.3%なんですけども、内訳としましては、介護度が3の方が113人から130人、それから介護4の方が106人から107人、介護5は63人で、令和5年度、令和6年度、今のところは変更はあっておりませんが、少しずつ介護度、介護認定率が上がっている状況です。お願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）
4番。

4 番（永田 勝美 君）

佐々町もいわゆる後期高齢者の世代が、団塊の世代が後期高齢者に入ることになりましたので、全体として後期高齢者が増えてきたということは分かるわけですが、伴って、介護度の上昇というのはやはり非常に心配で、そのことは非常に介護保険の給付費の増高にも非常に影響するというふうに思いますので、そういった取組について、何か特別のというか、特段の企画というのがあればお話させていただきたいと思うんですがいかがでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）
住民福祉課長。

住民福祉課長（松本 典子 君）

介護認定申請につきましては、これまでどおり、事前に申請前に地域包括支援センターのほうで状態をお聞きして、認定が必要かどうかというのを判断しながら介護認定申請をさせていただいております。

それから、認定申請から審査会を経まして、認定を受けていただくようになるんですけども、最初のケアプランというのを介護サービスを受けるにあたって、ケアプランをケアマネージャーさんが作るということになるんですけども、その際に初回のケアプランを、すみません、包括支援センターのほうに提出していただいて、給付費が適当かどうかの判断をこちらのほうでしている状況です。もちろん介護担当のほうでもチェックをしております、過剰なサービスとならないようチェックを行っている状況です。

それから、国保連合会のほうでも、医療費と介護給付費の併用のサービスを受けている方がいないとかそういったチェックを原課では行っている状況です。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
4問目ですけど、4問目許可します。
4番。

4 番（永田 勝美 君）

私は決して給付の抑制をしろというふうに言っているわけではないので、内容的にはその事前の相談というのが、やはり予防の段階でのいろんなサービスというのが、やはり充実させていくべきではないかというふうに私考えておりますので、その辺りも含んでいただきたいということも申し上げておきたいと思っております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかに。

9番。

9 番（須藤 敏規 君）

10ページと20ページをちょっと見ていただきたいんですけど、人件費関係については、減額だろうと思っただけなんですけど、会計年度任用職員の方は2万7,000円なんですけども、なんか昇格か何かなさったのかなと思って。減額でよかったんですけど。

裏付けで、1番20ページば見てみたんですけど、会計年度の方の初任給とかあれば、なかったんですね、載せるようにはなっていないかなと思って。会計年度任用職員の方の役付表はここには載らないのかなと思って、ずっと見ておいたら20ページのほうにあったんです。でも、エラーがいっぱいあったもんですけど、これは軽微な変更で、議長さんの訂正で結構なんですけど、「あらっ」と思ったもんですから。

そういうことで、2万7,000円の方だけで結構ですけど、あとは20ページは訂正さえ、議長決裁でもらえれば。1点です。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（松本 典子 君）

すみません、予算書の訂正にしては、あともってお願いしたいと思います。

2万7,000円につきましては、前回の補正時に会計年度任用職員さんの勤務手当の分で、人事院勧告分の補正額として2万7,000円計上すべきだったところを計上しておらず、この勤勉手当の支払いの際に、この報酬のほうから流用させていただきまして、今回その不足分を計上させていただいたものです。よろしくお願いたします。

9 番（須藤 敏規 君）

分かりました。

議 長（淡田 邦夫 君）

あとで訂正させていただきます。

6番。

6 番（阿部 豊 君）

9ページの基金繰入金の3,000万円、今、第何次ですか、第9次、計画書を探しよったんですけど、探しきれんやったです、このタブレットの中で。計画書どおりなのかっていうのを確認したい。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（松本 典子 君）

この第9期の介護保険事業計画の中では、3年間で1億円を取崩す予定ということで計画書

のほうには掲載しております。単年度では掲載はしておりません。3年間で1億円というふうに計上しております。

議 長（淡田 邦夫 君）
6番。

6 番（阿部 豊 君）

今回大きく追加で上がっているものですから、計画で上げられている分について大丈夫なのかなというふうな感じをちょっと感じたものですから、計画書自体を、すみません、タブレットで資料で見つけきれなかったもので確認させていただいた次第です。

今後の、現在第9期ですか、その中で運営的には危機感を持っていらっしゃるのか、想定内ですよということなのかを再確認させてください。

議 長（淡田 邦夫 君）
住民福祉課長。

住民福祉課長（松本 典子 君）

計画よりも給付費のほう若干増えてきているんじゃないかなというふうに、今原課のほうでは見込んでいるところです。介護保険調財政整基金につきましても、予定額よりも多く取崩すというふうな状況になっておりますので、今、取り崩している金額が給付費を多く見込んでといますか、施設給付費がちょっと増えているものですから、その関係で今回増額したのになっております。

今後、現状の利用額と今後の利用額、先ほど申しましたように給付費の適正というところを見込みまして、何とかその計画書どおりに事業が進むようにというふうに考えておりますのでよろしくお願いたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
いいでしょうか。
ほかに質疑ございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第22号 令和6年度佐々町介護保険特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
13時まで暫時休憩といたします。

しばらく休憩します。

（11時57分 休憩）

（13時00分 再開）

— 日程第5 議案第23号 令和6年度 佐々町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第4号） —

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5、議案第23号 令和6年度佐々町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第23号 朗読）

中身につきましては、多世代包括支援センター長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

多世代包括支援センター長。

多世代包括支援センター長（松尾 直美 君）

それでは、2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入。1款診療収入、補正額8万8,000円、計335万円、1項外来収入、補正額、計ともに同額です。

2款使用料及び手数料、補正額7万7,000円、計23万9,000円、1項手数料、補正額、計ともに同額です。

4款繰入金、補正額減額16万5,000円、計800万9,000円、2項基金繰入金、補正額減額16万5,000円、計151万8,000円。

歳入合計、補正額ゼロ、計1,276万9,000円です。

続きまして、歳出。

1款総務費、補正額ゼロ、計1,124万9,000円、1項施設管理費、補正額、計ともに同額です。

歳出合計、補正額ゼロ、計1,276万9,000円です。

続きまして、3ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては割愛させていただきます。

続きまして、4ページをお願いいたします。

今回の補正の主な内容は、歳入にあります1款診療収入のうち、主に発達専門外来の受診者数の増加に伴い、社会保険診療報酬収入が増加しており、もの忘れ外来のほうは患者数が若干減少したことに伴い、後期高齢者医療診療報酬収入が減少しておりますが、診療収入全体では増額となっております。また、このことに伴い、財政調整基金繰入金を減額補正しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第23号 令和6年度佐々町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第6 議案第24号 令和6年度 佐々町水道事業会計補正予算（第4号） —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第6、議案第24号 令和6年度佐々町水道事業会計補正予算（第4号）を議題とします。
執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第24号 朗読）

中身につきましては、水道課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

水道課長。

水道課長（安達 伸男 君）

まず、今、町長が朗読申し上げました3ページの第4条についてでございます。

起債につきましては、一般会計と同様の理由により、利率を補正前2%以内としておりましたところを、年4%以内というふうに改めさせていただいております。

あと、歳出予算の補正の関係により、起債の限度額も変更をさせていただいているところで

す。それでは、5ページのほうを御覧ください。

収益的収支の支出の分になります。委託料として、取水口整備業務委託料、減額の31万3,000円をさせていただいております。これは、浄水場の取水口のところを土砂が堆積して、なかなか取水ができなくなってまいりますので、毎年度やっておることであるんですけども、大体年末ぐらいに行っているところを、今年度は土砂の堆積が思ったほど多くございませんでし

たので、今年度はこれを執行せず減額とさせていただいているところです。

それから、次、6ページのほうを御覧ください。

資本的収支の支出の部でございます。固定資産購入費の機械購入費、それから施設改良費の委託料、工事請負費、これらにつきましては、全て執行残ということで整理をさせていただいて、減額をさせていただいているところです。これに伴いまして、同じく6ページの収入のほうですけれども、企業債を510万円の減額。これらに伴いまして、4ページのほうに戻っていただきまして、消費税の還付金を74万円の減額というふうな補正をさせていただいているところです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第24号 令和6年度佐々町水道事業会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第7 議案第25号 令和6年度 佐々町公共下水道事業会計補正予算（第5号） —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第7、議案第25号 令和6年度佐々町公共下水道事業会計補正予算（第5号）を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第25号 朗読）

中身につきましては、水道課長をもって説明させますので、よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

水道課長。

水道課長（安達 伸男 君）

3ページを御覧ください。

下水道事業会計におきましても、第4条の起債につきましては、まず利率を一般会計と同じく、年2.0%以内を年4.0%以内に改めさせていただいております。あと、限度額につきましても、歳出の減額に伴いまして、限度額も補正をさせていただいているところです。

それでは、続きまして、5ページを御覧ください。

収益的収支の支出の部でございます。こちらほとんどが執行残ということで、令和6年度末の執行見込みをもって減額をさせていただいているところでございますが、3目の雨水ポンプ場費の修繕費、こちら小浦雨水ポンプ場の電気機械設備の修繕費、それから大新田第2排水ポンプ場の電気機械設備修繕費、こちら2つを当初予算から計上しておたわけですけれども、未執行ということで、執行することができておりません。これにつきましては、予算管理という意味では私、事業の執行という意味では建設課長の管理不行き届きということで、誠に申し訳なく反省しているところでございますが、これにつきましては、2つとも全額皆減させていただいて、令和7年度予算に改めて計上をさせていただこうというふうになっているものでございます。

次のページに進みまして、6ページでございます。

6ページの資本的収支のまず支出の部でございますけれども、こちら支出の部のほうも全て執行見込みによる執行残ということで、減額の整理をさせていただいて、これに伴いまして、上段の収入の部ですけれども、企業債のほうも補正をさせていただいているところです。収入の部の受益者分担金で、受益者加入金でございますけれども、こちらは件数の増加と大口の商業施設が1件、これが大半を占めておりますけれども、これが1件、大口がございましたので、その分で収入の補正をさせていただいているところでございます。

戻っていただきまして、4ページになります。

これら補正に伴いまして、一般会計からいただく雨水処理、し尿等前処理、それから污水に係る資本費繰入れ、それぞれを減額させていただいて、消費税のほうも減額の調整をさせていただいているという補正になっております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

6番。

6 番（阿部 豊 君）

し尿等前処理施設に関してなんですけど、今年度から初めて稼働していくということで、ちょっと違和感を感じているのが、4ページ、負担金なのに説明は補助金。表現として、結局一般会計で負担してもらわんば分ですよね。補助金という表現は、これでいいのかということにちょっと違和感を感じています。当然、下水道企業会計からすると、相手は佐々町なんですけど、当然負担してもらうものとして請求書を出してもらうという形でしょうから、補助じゃないんじゃないかなと思って、そこに違和感を感じているので、これでいいのかということ。

それと、見方なんですけど、当然、前処理施設の下水道投入に対する使用料の収入と係る運営費の応分の動力含め、いろいろありますよね。その分はもらわないといけないので、その区別をどういうふうにするか見ればいいのかというのが、ちょっといま私理解できないもので、もうそれを全部ひっくるめて負担金としていただいていますよということであると、予算書上ではそれが増えているのか減っているのか、使用料としてはどれぐらいあって、運営経費としてはどれぐらいあるのかというのがちょっと見えづらくなって感じたもので、そこら

辺の詳細を説明していただければ。

それと、追加してもう一つ。その施設自体は、極論、下水道の企業会計の品物なんですよ。そしたら、減価償却経費も上がってくるということですよ。当初を見ると雨水と汚水しかなかったもので、そこら辺の考え方がちょっといまいちピンとこないもので、私の質疑の仕方が悪いかも知れませんが、分かりやすく詳細に御説明いただければ幸いです。よろしく申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

水道課長。

水道課長（安達 伸男 君）

まず1点目、予算の説明にありますし尿等前処理の一般会計補助金という表現でございますけれども、そもそもそのし尿等前処理に限らずですけれども、一般会計からいただく場合に、企業会計でもらうとしたときに、例えば上水道なんかでよくある消火栓とかなんかの工事を行うのに対する負担金というのは、負担金ということで名称としていただくものがございます。しかし、それ以外の運営していくものに係る、当然、一般会計に負担していただくという考え方ではあるんですけれども、一般会計からいただく方法としては、補助金としていただくか、出資金としていただくか、そのどちらかに整理をするというふうにされておりますので、節の名称としては負担金という節の名称となっていながらも、説明としては補助金というふうな表現をさせていただいているというところで、これは正直、そういう制度上といたしますか、経理の表現上のあれがなければ、分かりやすく負担金というふうに書いたほうが確かに分かりやすいと、我々も思いますけれども、ちょっとそこがそういうわけにいかないものですから、補助金という表現をさせていただいているところでございます。

それから、使用料の部分についてですけれども、すみません、補正後の使用料と運営に係る経費というものを、ちょっとすぐ手元に持っておりませんので、数字的にはちょっと申し上げることはできませんけれども、考え方としましては、もう阿部議員がおっしゃるとおり、し尿前処理施設を運営するもの、電気代ですとかもろもろ経費がかかります。それについては当然、一般会計からいただくものとして、これはし尿前処理施設に係る費用ということでいただくようにしております。これとは別に、し尿前処理施設で受け入れたし尿を、処理をして、希釈をして、汚水処理場のほう、終末処理場のほうに投入をします。そうすることで、汚水処理場のほうに負荷がかかるということで、その負荷がかかるもの相当分として別途使用料をいただくというふうな整理をして、予算は計上しているところでございます。ただ、最後の質問とちょっと絡むところではあるんですけれども、施設としましては、あくまで汚水の施設という位置づけになっております。補助金、交付金の関係で、汚水の施設として前処理施設を整備したという位置づけになっておりますので、整理としては汚水なんですけれども、同じ汚水の中でも、し尿前処理施設に係る分は、当然に一般会計から負担をしていただく。それ以外、もともとの下水道、汚水に係る分については、基本的には総務省基準にある基準内繰入れと、それ以外については、本来は下水道の使用料で賄うものというふうな構造になっておるというところでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

6番。

6 番（阿部 豊 君）

すみません、私がなかなか理解力がなくて。その収入自体は、もう極論、営業収益のし尿等前処理負担金で、使用料も含めていただいているんですよということで、あとは決算とかで分けられたときに、その使用料がどれぐらいかどうかなんかというのを見せてくるというふうな理解でよろしいのか。

それと、減価償却については、汚水の施設ということで、汚水と雨水の減価償却経費の計上があったので、その汚水の中の減価償却経費に含まれているという理解でよろしいのか。再確認2点。

議 長（淡田 邦夫 君）

水道課長。

水道課長（安達 伸男 君）

今おっしゃいましたとおり、そのし尿前処理に係る分については、前処理施設分とその使用料の分と、というのは、決算では分けて表示をするようにしております。

ちょっと補足して言いますと、考え方としましては、その使用料相当分については、前処理施設ではなくて、当然に汚水の経費として、支出で充当のほうが見えてきませんが、汚水のほうに充当するお金というふうな整理をしているところでございます。

すみません、回答を漏らしておりましたけれども、減価償却につきましては、汚水のほうにし尿前処理の分は含まれております。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

いいですか。

9番。

9 番（須藤 敏規 君）

こういう話が出ましたから、きょうは聞きませんが、法定内の補助金と法定外の繰越金で毎回言っておりますから、私はこの前処理施設をつくることによって経費が削減すると聞いていますので、そこら辺はまた改めて伺っていきますけれども、要するに極力、法定外の繰出金、補助金ですか、水道企業、公営企業は、そこについてはまたお尋ねしますが、極力減らすように、方策は今のところないかも分かりませんが、もしなければ、公営企業法関係について日常やっている取扱いができるように、国にやっぱり法律の改正を訴えていかないと、総務省令で法律にないもんですから、総務省でそういう通達で処理するようになっていきますから、陳情の機会があれば、国のほうにこういう不都合が起きている実態を、国土交通省ですか、どこか分かりませんが、所管がですね、陳情とか要望を、県議会議員もおりますから、機会があればそういうのを話して、法律の改正を訴えていただければと思うんですけど、いかがでしょうか。町長。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

法定外の支出について、やはりこれはされませんので、先ほど須藤議員がおっしゃったように、我々も県議会議員とかいろいろなところを通じて、やっぱり陳情はしなければならぬの

ではないかと思っていますので、よろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

いいでしょうか。ほかに質疑ございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第25号 令和6年度佐々町公共下水道事業会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 日程第8 議案第26号 令和7年度 佐々町一般会計予算 —
- 日程第9 議案第27号 令和7年度 佐々町国民健康保険特別会計予算 —
- 日程第10 議案第28号 令和7年度 佐々町介護保険特別会計予算 —
- 日程第11 議案第29号 令和7年度 佐々町後期高齢者医療特別会計予算 —
- 日程第12 議案第30号 令和7年度 佐々町国民健康保険診療所特別会計予算 —
- 日程第13 議案第31号 令和7年度 佐々町水道事業会計予算 —
- 日程第14 議案第32号 令和7年度 佐々町公共下水道事業会計予算 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第8、議案第26号 令和7年度佐々町一般会計予算、日程第9、議案第27号 令和7年度佐々町国民健康保険特別会計予算、日程第10、議案第28号 令和7年度佐々町介護保険特別会計予算、日程第11、議案第29号 令和7年度佐々町後期高齢者医療特別会計予算、日程第12、議案第30号 令和7年度佐々町国民健康保険診療所特別会計予算、日程第13、議案第31号 令和7年度佐々町水道事業会計予算、日程第14、議案第32号 令和7年度佐々町公共下水道事業会計予算、以上7議案を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。説明に当たっては、令和7年度施政の概要と予算説明書の朗読を求めます。その後、各会計のかがみと第1表の朗読を各担当課長にお願いします。なお、一般会計は第3表まで朗読をお願いいたします。また、水道事業会計と下水道事業会計はかがみの朗読をお願いいたします。

それでは、町長から朗読説明をお願いいたします。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

それでは、施政の概要と予算説明ということでございます。

令和7年度施政の概要と予算説明書、「暮らしいちばん！住むならさざ〜みんなが輝き、みんな

なで創るまち～」というのを朗読させていただきます。

令和7年度の国の予算の動向でございます。

国は、全ての世代の現在及び将来にわたる賃金・所得の増加を最重要課題とし、省力化投資支援等の賃上げ環境の整備や成長分野における投資促進などにより、生産性や付加価値を高め、安定的に賃金・所得が増えていくメカニズムを構築するため、「日本経済・地域経済の成長」、「物価高の克服」及び「国民の安心・安全の確保」を柱とした「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」と、その裏付けとなる令和6年度補正予算を迅速かつ適切に執行するとともに、令和7年度予算では、官民連携のもとでの「AI・半導体分野の投資促進」や「GX投資促進」の実施、「こども未来戦略」に基づく子育て支援の本格実施などの重要政策に予算を重点的に配分しています。

地方財政については、地方の一般財源総額を適切に確保しつつ、臨時財政対策債の発行額を制度創設以来初めてゼロとするとともに、交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金償還額を増額するなど、地方財政の健全化を図ることとされています。

本県の財政状況。

長崎県は、県税など自主財源に乏しく、脆弱な財政構造にあり、今後も社会保障関係費の増加が見込まれるなど、物価高騰の長期化等と相まって厳しさを増していくものとなっております。

このような中、令和7年度当初予算においては、給与改定等による給与費や社会保障関係費などが増加する中、歳入歳出両面からの収支改善に取り組み、財源不足額を圧縮しつつ、なお不足する財源について基金の取崩しにより対応することとしています。

本町の財政状況と令和7年度以降の収支見通し。

本町の財政状況は、令和5年度決算では、全会計で実質収支黒字であり、地方公共団体の財政健全化に関する法律による各指標（実質赤字比率マイナス8.1%、連結実質赤字比率マイナス34.2%、実質公債費比率8.8%、将来負担比率マイナス83.0%）は良好な状態でありましたが、財政構造の弾力性を示す経常収支比率については、前年度より0.8ポイント増の91%となりました。

本町の財政状況を見通すと、町税のうち、個人町民税については令和6年度税制改正による定額減税が終了したことにより増加するものと見込まれます。地方交付税については、地方財政計画に基づく臨時財政対策債振替相当額が皆減となったことや、令和6年度の交付状況から推計し、当初予算比では増加するものと見込んでいます。

ごみ処理施設基幹の設備改良事業の大型事業が終了したことにより、投資的経費は令和7年度においては昨年度と比較して大幅に減少していますが、継続事業である庁舎建設事業や、公共施設の老朽化に伴う長寿命化対策事業などの実施により、今後も例年以上の経費が見込まれます。さらに、給与改定等による人件費の増や、物価高騰による物件費の増、社会保障関係費の増加、公共施設の老朽化対策、多様化するニーズへの対応などにより、基金を取り崩しながらの厳しい財政運営が続くものと見込まれます。

限りある財源を有効に活用する中で、将来世代に過度の負担を残さないように十分留意して各種施策を進める必要があり、職員自らが町政や町の財政状況を常に認識しつつ、知識や経験を最大限に発揮するとともに、これまで以上に全庁的な視点を持って、事業の「選択」と「集中」による歳出の重点化や、歳入に見合った歳出規模への抑制や受益者負担の適正化を図りながら、財政健全化に努めます。

令和7年度の予算編成。

令和7年度当初予算は骨格予算であり、義務的経費の経常的経費や継続事業、補助事業を主として編成していますが、令和7年度が第7次佐々町総合計画の前期計画と第2期佐々町総合戦略の最終年度であることから、計画に掲げる各取組の目標達成に向け着実に推進することと

して編成しました。加えて、昨年度に引き続き令和7年度においても、デジタルトランスフォーメーション、グリーン社会の実現など新たな取組を進めることを基本方針とした予算編成をしました。

令和7年度の全会計予算総額は132億367万円となりました。令和6年度当初予算と比較すると10億6,244万円の減（7.4%減）となっています。

継続事業として、庁舎建設事業については、令和7年2月に完成した新庁舎への移転作業を進め、令和7年5月から新たな防災拠点となる新庁舎での業務を開始します。また、新庁舎への移転後は現庁舎の解体工事に着手し、駐車場整備などを含めた全体計画の完了に向け事業を進めます。

投資的事業として、新規就農者の定着・活躍を促すため、ながさき農業デジタル化促進事業を活用し、デジタル技術や遠隔・自動化技術の導入を支援し、産地全体のデジタル化を推進するとともに、快適でもうかる農業の実現を図ります。また、生活道路の整備として昨年度に引き続き町道神田線（中川原地区）の歩道整備工事を、橋梁の長寿命化対策として佐々橋補修工事をを行います。

また、崩壊等の災害の発生から町民を守るため、堅山地区ののり面保護工事をを行います。このほか、浄水場の送水能力の改善のため送水ポンプ室を築造し、令和8年度供用開始予定の3か年継続事業として、計画的かつ円滑な施設整備に取り組みます。供用開始から25年を経過している大新田中継ポンプ場については、建物や機器等の老朽化が進んでいるため、昨年度からの継続事業として、耐震補強・改築更新工事を実施します。

一方、ソフト事業として、医療・福祉分野では、産婦健康診査については、令和7年度から長崎県市町村福祉振興協議会が実施する当該事業に参画し、その他の母子保健健康診査と同様に協議会と委託契約を締結した医療機関で受診できる体制を整えます。また、带状疱疹ワクチンが国の定期接種に位置づけられたため、令和7年4月から定期接種を開始します。

また、こども家庭庁において乳児等通園支援事業が創設されたことに伴い、本町においても「こども誰でも通園事業」を実施します。さらに、放課後児童健全育成事業については、利用希望者の増加に伴い、令和7年度から民間施設を活用し、児童の受入れ体制を強化します。

教育分野では、GIGAスクール構想により、令和2年度に町立小中学校に児童生徒用ノートパソコン（タブレット）を整備しましたが、全国的に整備したタブレット端末の耐用年数が経過してきていることから、国において第2期GIGAスクール構想を着実に推進することとなっており、本町においても補助事業を活用し、タブレット端末の更新を行います。

「ながさきピース文化祭2025」が本県で開催されることに伴い本町も地域文化発信事業として「シンポジウム、市の瀬窯跡と加藤民吉～佐々から瀬戸へ～」 「雅楽の祭典」 「よっといで おはなしの世界へ～絵本作家による読み聞かせ講演会～」の3つの事業を実施します。また、同時に開催される第25回全国障害者芸術・文化祭では、障がい者の方との交流を図るため「アート交流会・展示会」「交流音楽祭」「交流文化祭」を例年実施している青少年音楽祭・町民文化祭と併せて開催いたします。

以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

それでは、各会計のかがみと第1表、一般会計は第3表までの朗読を各担当課長からお願いいたします。

それでは、一般会計予算を税財政課長からお願いいたします。

税財政課長（藤永 大治 君）

（議案第26号 朗読）

議 長（淡田 邦夫 君）

お疲れ様でした。10分まで暫時休憩といたします。

しばらく休憩します。

（14時00分 休憩）

（14時10分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、国民健康保険特別会計予算を保険環境課長からお願いいたします。

保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之 君）

（議案第27号 朗読）

議 長（淡田 邦夫 君）

次に、介護保険特別会計予算を住民福祉課長からお願いいたします。

住民福祉課長。

住民福祉課長（松本 典子 君）

（議案第28号 朗読）

議 長（淡田 邦夫 君）

次に、後期高齢者医療特別会計予算を保険環境課長からお願いいたします。

保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之 君）

（議案第29号 朗読）

議 長（淡田 邦夫 君）

次に、国民健康保険診療所特別会計予算を多世代包括支援センター長からお願いいたします。

多世代包括支援センター長。

多世代包括支援センター長（松尾 直美 君）

（議案第30号 朗読）

議 長（淡田 邦夫 君）

次に、水道事業会計予算を水道課長からお願いいたします。
水道課長。

水道課長（安達 伸男 君）

（議案第31号 朗読）

誠に申し訳ございません。第1項が2つ並んでおります。2番目の補償金のところが第2項でございます。申し訳ございません。第2項補償金1,000円。次、第2項となっておりますが、こちらが第3項企業債でございます。3億3,300万円です。

議 長（淡田 邦夫 君）

2ページ、収入の件ですけれども、第1項、第1項となっておりますので、あとで手直しをお願いしておきます。

これは手直しするというので、ようございますでしょうか。皆さん。

（「はい。」の声あり）

あとで手直しをさせていただきます。

次に、公共下水道事業会計予算を水道課長からお願いいたします。
水道課長。

水道課長（安達 伸男 君）

（議案第32号 朗読）

議 長（淡田 邦夫 君）

お疲れ様でした。かがみの朗読が終わりました。
4番。

4 番（永田 勝美 君）

今の議案第32号のデータと資料の金額が違うんですけど。

議 長（淡田 邦夫 君）

しばらく休憩します。

（14時40分 休憩）

（14時41分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

かがみの朗読が終わりました。

お諮りします。本日の会議はこれにて延会にしたいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会とすることに決定いたしました。
本日はこれで延会します。

（14時41分 延会）